

令和6年度第2回岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会

資 料

1 協働による強度行動障害支援の取組に係る全体スキーム

- ・ 強度行動障害支援施策の方向性について … 1
- ・ 取組の目的及び理念等について（案） … 2
- ・ 岡山県における強度行動障害支援施策の推進体制（案） … 3
- ・ 岡山県における強度行動障害支援施策の推進体制の整備に関する要領（案） … 4

2 集中的支援の実施について

- ・ 強度行動障害を有する者の地域の支援体制のイメージ <国資料> … 5
- ・ 状態が悪化した者に対する集中的支援（イメージ） <国資料> … 6
- ・ 集中的支援の実施について（案） … 7
- ・ 集中的支援の実施手続の流れについて（案） … 8
- ・ 岡山県強度行動障害集中的支援実施要領（案） … 9

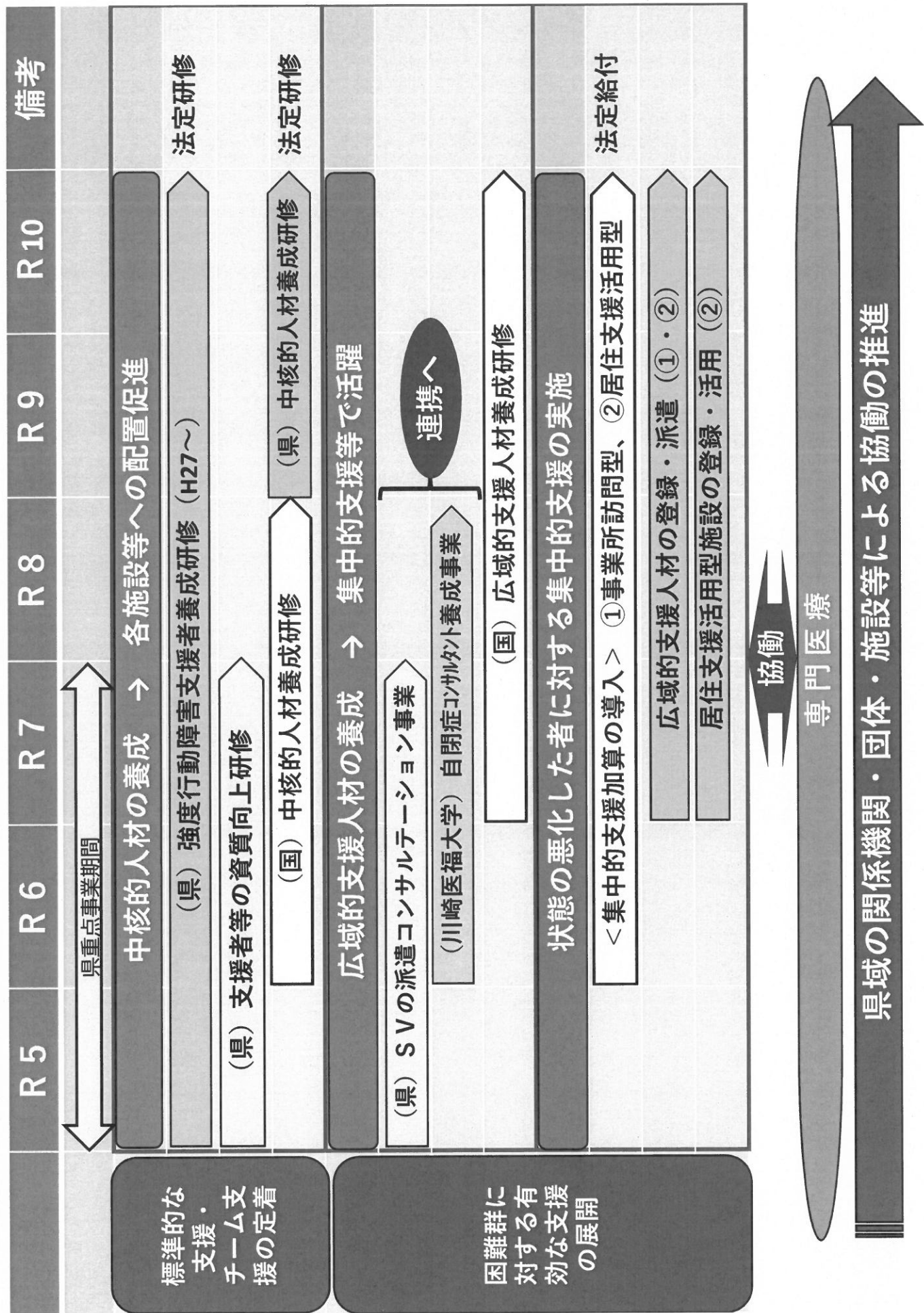
3 人材育成の方向性について

- ・ 人材育成の方向性について（案） … 13
- ・ 中核的人材養成研修関係資料 <国資料> … 14
- ・ 「自閉症コンサルタント養成事業」関係資料 <川崎医療福祉大学> … 16

4 強度行動障害支援に係る協働の推進に向けて

- ・ 強度行動障害支援に係る協働の推進に向けて（案） … 18

強度行動障害支援施策の方向性について (R6.10.9 第1回専門部会)



取組の目的及び理念等について（案）

取 組	岡山県における協働による強度行動障害支援の推進
目 的	強度行動障害のある人が、状態を改善し、安定した生活を続けていくことができるよう、支援の仕組みと体制の整備を進め、県内の自治体、関係機関、団体・法人、事業所・施設等の協働により有効な支援を推進する。
理 念	家族を含め、特定の支援者・施設等だけが、負担を抱え込み、頑張り続け、疲弊して支援が停滞してしまうことがないように、 ・標準的な支援の普及・定着を図る。 ・専門性を備えた支援者を育成し、支援機関等の支援力の向上を図る。 ・個々の支援者・支援機関等が自らの役割を認識し、つながり、助け合う。
基 本 施 策	・集中的支援の展開 ・支援人材（中核的人材・広域的支援人材等）の養成
当面の 取組の 進め方	・支援の充実と人材育成を並行して進める。 ・将来に向けて、最低限の方向性は定めつつ、まずは、目の前の第一歩（集中的支援の実施）を確実に踏み出す。 ・前進する中で、見えてくる課題について、検討し、対応していく。

岡山県における強度行動障害支援施策の推進体制(案)

岡山県自立支援協議会・強度行動障害支援部会

施策の基本方針・方向性

実施レベルの協議・検討

(作業部会) 強度行動障害支援推進チーム

<メンバー> (3条1項)

専門部会の会長・副会長の下、

- ・岡山県障害福祉課
- ・岡山市障害福祉課
- ・倉敷市障がい福祉課
- ・おかやま発達障害者支援センター
- ・岡山市発達障害者支援センター

<協議・検討事項> (4条)

- (1) 強度行動障害支援の体制及び仕組みづくりその他必要な事項
- (2) 集中的支援に係る
 - ア 広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設の認定
 - イ 申請(支援要請)への対応

オール岡山県

県内共通

広く公平で効果的な運用

(3条2項)

必要なメンバー

見えてきた課題の検討

将来

取組を進める中で

(7条) 有効な連携・協働の基盤づくり

県内の自治体、関係機関、団体・法人、事業所・施設等のネットワーク

※括弧書きは、岡山県における強度行動障害支援推進体制の整備に関する要領の条項

岡山県における強度行動障害支援推進体制の整備に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、岡山県における強度行動障害支援推進体制の整備に関して、岡山県自立支援協議会専門部会設置要領第7条第1項の規定に基づき、強度行動障害支援部会（以下「専門部会」という。）に設置する作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営について定めるほか、今後の体制整備の検討に必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 作業部会の名称は、「岡山県強度行動障害支援推進チーム」（以下「支援推進チーム」という。）とする。

（組織）

第3条 支援推進チームは、専門部会の会長及び副会長の下、次の者により構成する。

- （1）岡山県子ども・福祉部障害福祉課の職員
- （2）岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課の職員
- （3）倉敷市保健福祉局社会福祉部障がい福祉課の職員
- （4）おかやま発達障害者支援センターの職員
- （5）岡山市岡山っ子育成局発達障害者支援センターの職員

2 前項の規定によるほか、支援推進チームには、検討等の事項に応じて、適当な者を加えることができるものとする。

（所掌事項）

第4条 支援推進チームが所掌する事項は、次のとおりとする。

- （1）強度行動障害支援の体制及び仕組みづくりその他必要な事項に係る協議・検討
- （2）強度行動障害集中的支援のア及びイに係る協議・検討
 - ア 広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設の認定
 - イ 申請に係る対応

（所掌事項に係る取扱い）

第5条 前条（1）について、支援推進チームは、専門部会の協議を踏まえ必要な事項を協議・検討するものとする。

2 前条（2）について、支援推進チームは、国通知（※）等を踏まえて協議・検討を行ない、集中的支援の実施主体は、その結果に基づいて選定及び対応するものとする。

（※）令和6年3月19日付け、こ支障第75号・障障発0319第1号「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

（庶務）

第6条 支援推進チームの庶務は、岡山県子ども・福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第7条 上記のほか、今後の強度行動障害支援体制については、県内の自治体、関係機関、団体、法人、施設・事業所等が、有効に連携・協働できる基盤づくりに向けて、検討していくものとする。

附則

1 この要領は、令和7年〇月〇日から施行する。

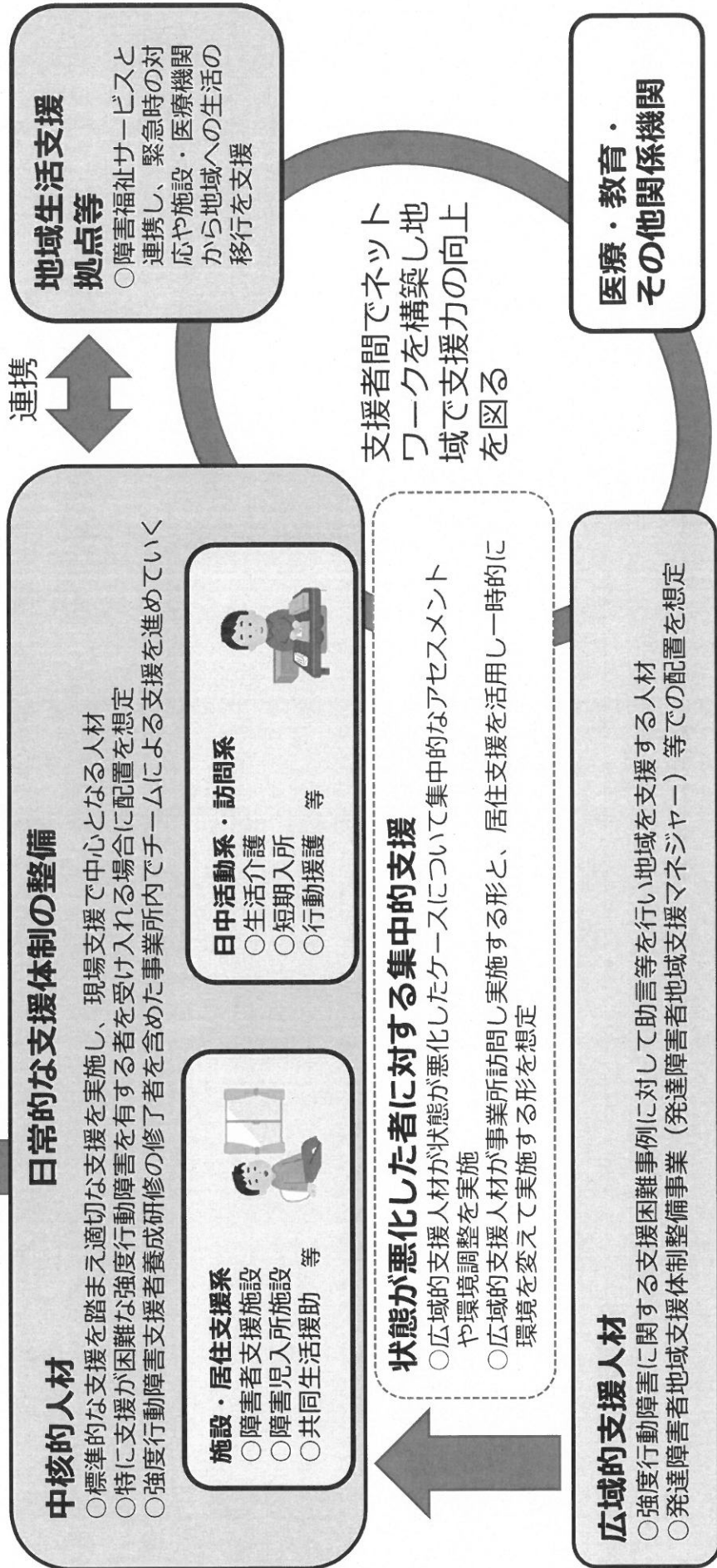
- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所等への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。

強度行動障害を有する者

相談支援
○計画相談支援 等

サービス等利用計画の策定

緊急時対応



状態が悪化した者に対する集中的支援（イメージ）

（論点2 参考資料①）

- 在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアクセスメントと環境調整により状態の改善を図る。実施方法としては、広域的支援人材が事業所を訪問して実施する「事業所訪問型」と居住支援系サービスを活用し実施する「居住支援活用型」の2類型を想定。

集中的支援（アクセスメント機能）の2類型のイメージ

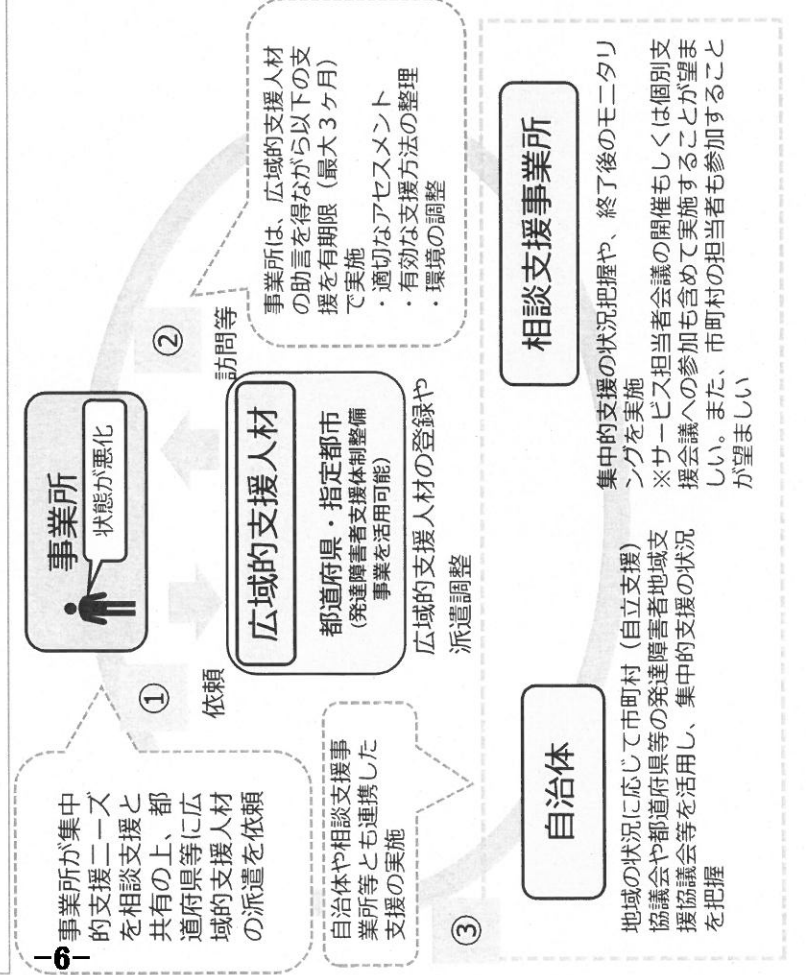
事業所訪問型（※広域的支援人材の費用（※1）を加算で評価）

広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所に訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対して集中的支援を実施。

（対象者）

施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設、生活介護、放課後等デイサービス等の通所系サービスの利用者

（※1）広域的支援人材の派遣に係るコンサルティング料（人件費、旅費等）を想定



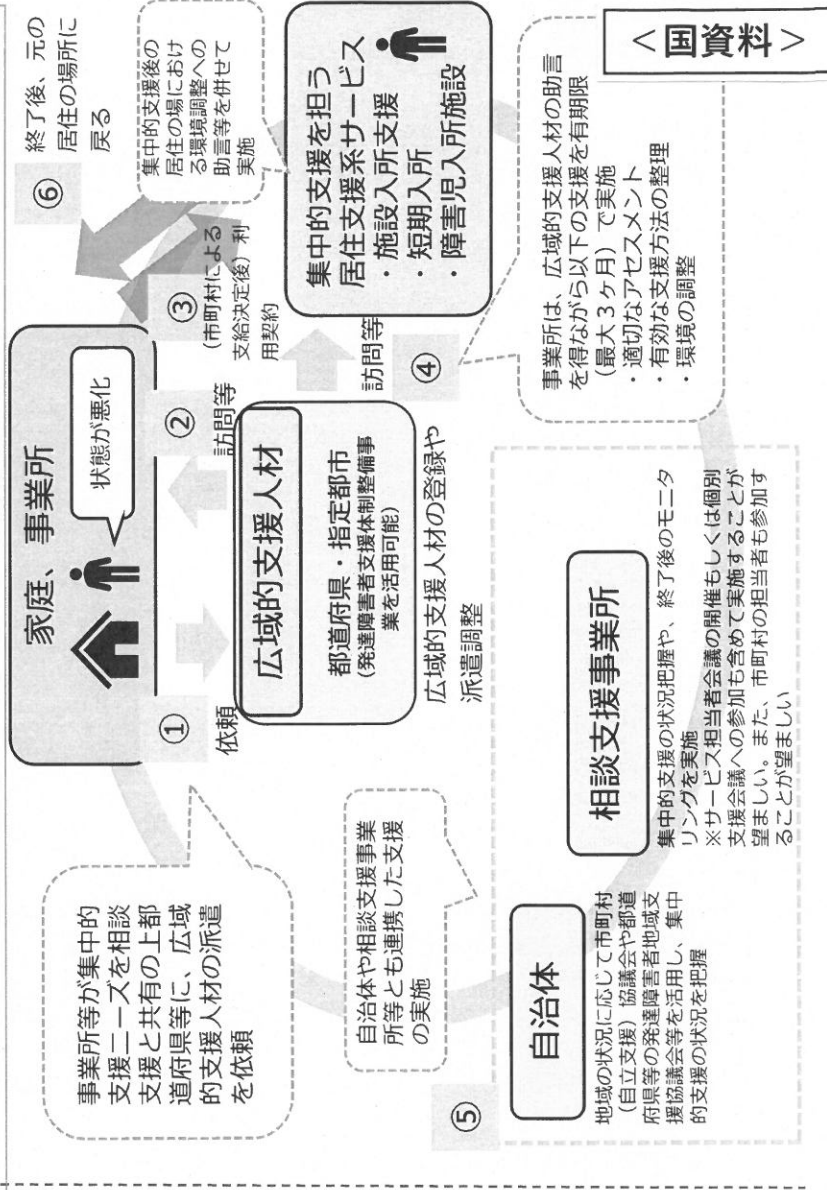
居住支援活用型（※広域的支援人材及び集中的支援を担う居住支援系サービスの費用を加算で評価）

状態が悪化した者に対して、「事業所等」による十分な意思決定支援を実施した上で、居住の場を移し、集中的支援を実施。※施設入所支援等の居住支援系サービスを活用状態が改善されれば元の居住の場で生活を再開。

（対象者）

在宅で生活している者（※2）、共同生活援助等の居住支援系サービス利用者（事業所が「集中的支援」後の対象者の居住の場を確保していることが条件とする）

（※2）在宅で生活している者は、サービスを現に利用していることを前提としているが、以前サービスにつながらず、状態悪化等により、受入先が無くなってしまった者についても、相談支援事業所等による相談支援等の結果、「集中的支援」が必要と判断される場合に対象とする。



＜図資料＞

集中的支援の実施について(案)

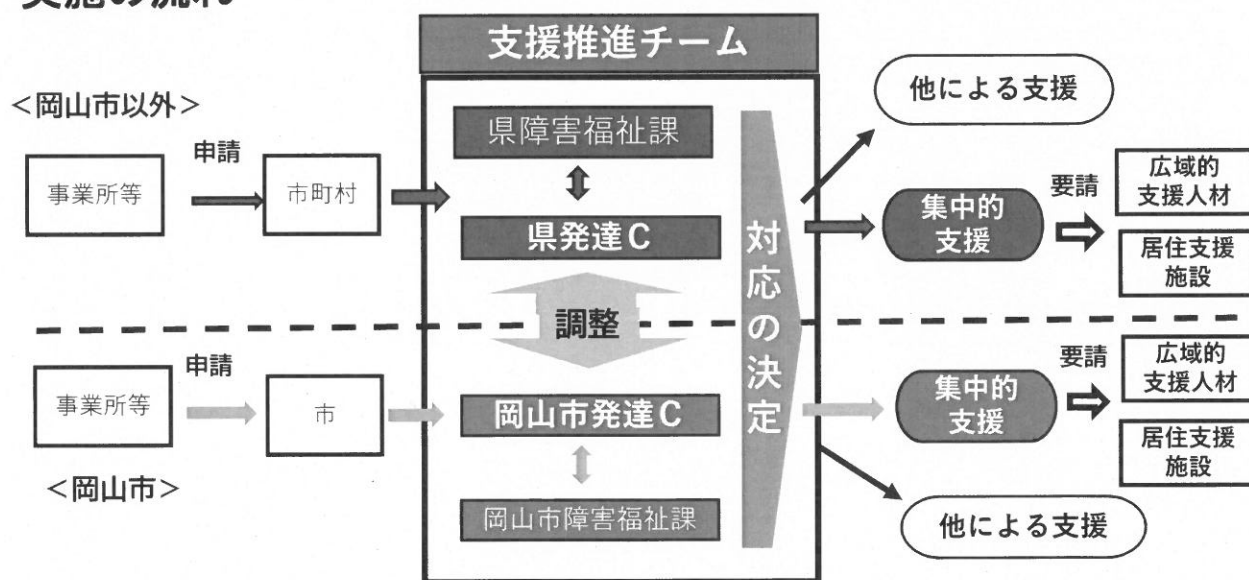
1 広域的支援人材等(開始時点の見込み)

区分	人数等	備考
広域的支援人材	数名	国の基準に適合し、本人の同意が得られた福祉・医療・アカデミア等の人材
居住支援施設	1施設 (岡山市内)	国の基準に適合し、当該施設等の同意が得られた施設等

2 集中的支援の実施主体

実施主体	ケースの分担
県	支援対象である児者に係る支給決定を、県(児の入所)又は岡山市以外の市町村が行っている場合
岡山市	支援対象である児者に係る支給決定を、岡山市が行っている場合

3 実施の流れ

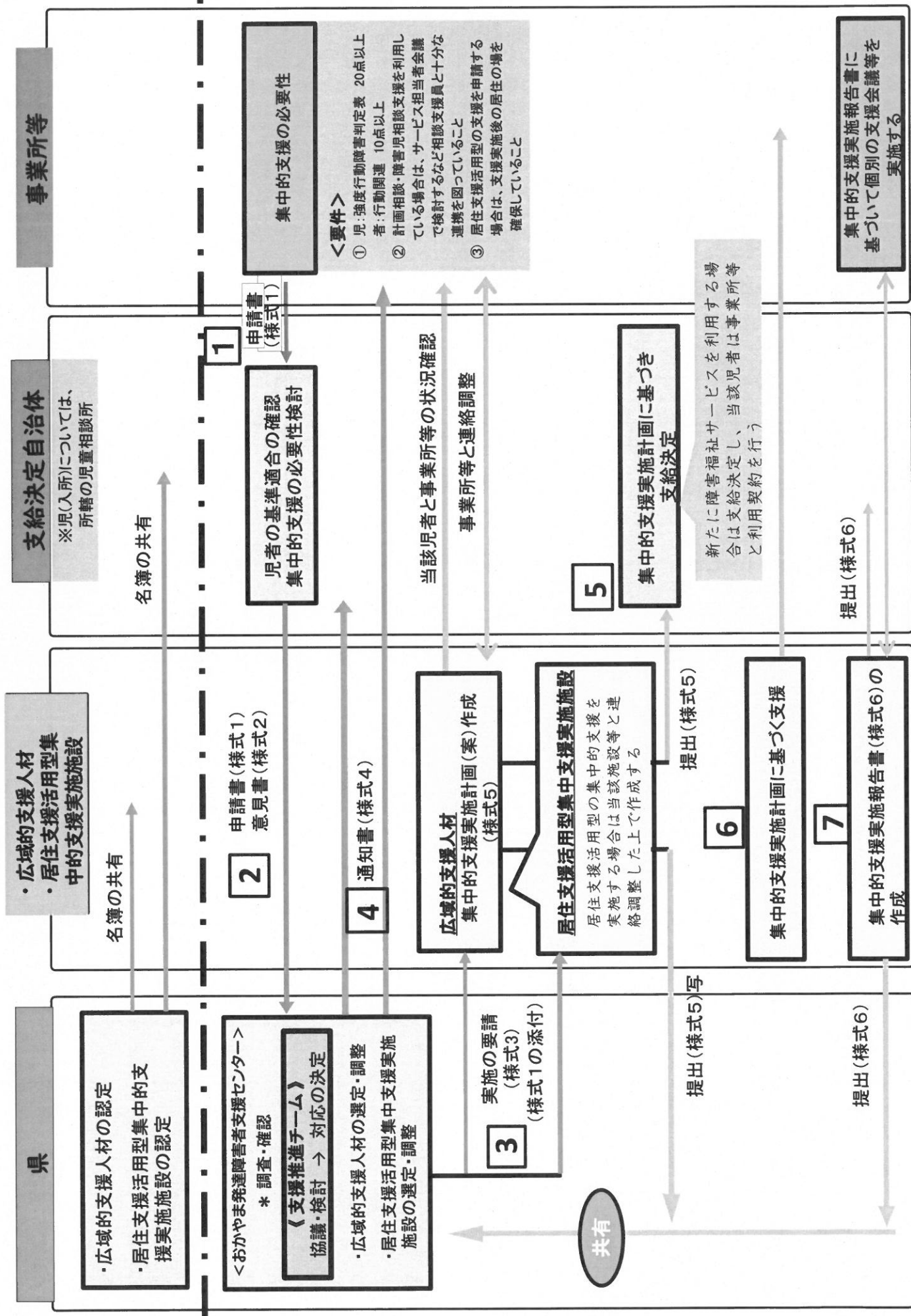


4 運用方針

支援推進チームの検討等においては、「県内の幅広い支援機関等による協働の推進」の観点から、広く公平で効果的な運用が図られるよう留意する。

※岡山県強度行動障害集中的支援実施要領(案)第8条・運用指針(※1)

集中的支援の実施手続の流れについて（案）



岡山県強度行動障害集中的支援実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、県が、国通知（※）に基づき、強度行動障害のある児者に対する集中的支援（以下「集中的支援」という。）を実施するに当たり、その事務手続等について必要な事項を定めるものである。

（※）令和6年3月19日付け、こ支障第75号・障障発0319第1号「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下同じ。）

（支援対象）

第2条 集中的支援の対象は、強度行動障害を有する児者（※）であつて、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者とする。

（※）障害児にあつては強度行動障害判定表20点以上である児、障害者にあつては行動関連10点以上である者

（支援内容）

第3条 集中的支援は、広域的支援人材（※1）による対象の障害福祉サービス等（※2）の事業所等（以下「事業所等」という。）に対するコンサルテーション等を通じて、前条の児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、それぞれの障害特性に応じた支援や環境調整等を事業所等と共に行い、当該児者の状態の軽減を図るため、次のいずれかの類型により実施するものとする。

（1）事業所訪問型

広域的支援人材が、事業所等を訪問して、集中的支援を実施するもの

（2）居住支援活用型

居住支援活用型集中的支援実施施設（※3）において、前条の児者を受入れた上で、広域的支援人材が当該施設等（※4）を訪問して、集中的支援を実施するもの（※5）

（※1）県が、国通知に基づき、認定し、登録した者

（※2）療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

（※3）県が、国通知に基づき、当該支援を提供できる体制を備えているものとして認定し、登録した指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設

（※4）（2）の集中的支援には、広域的支援人材が、居住支援活用型集中的支援実施施設を訪問する場合のほか、当該支援終了後に支援対象である児者が利用する事業所等をあらかじめ訪問して、集中的支援を実施する場合を含む。

（※5）（2）の集中的支援の実施により、集中的支援（Ⅱ）を算定する場合は、集中的支援加算（Ⅰ）も算定できる。

(支援期間)

第4条 集中的支援の期間は、最初の支援実施日が属する月から起算して3月以内(※)とする。

(※) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2 (令和6年4月5日) 問16

(申請)

第5条 集中的支援を希望する事業所等は、支援対象である児者に支給決定を行った県(所轄の児童相談所)又は市町村(以下「支給決定自治体」という。)に、支援に係る申請書(様式1)を提出するものとする。ただし、在宅の支援対象である児者について、前条(2)の集中的支援を希望する場合は、当該児者の家族等も申請できるものとする。(※1・2)

2 前項の申請に当たっては、支援対象である児者が計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合においては、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図っていなければならないものとする。

3 第1項の申請に当たり、居住支援活用型の支援を申請する場合においては、事業所等が集中的支援実施後の対象児者の居住の場を確保していなければならないものとする。

(※1) 在宅で事業所等を利用せずに生活している支援対象である児者を、当該居住地を所管する自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、対応するものとする。

(※2) 必要な場合は、再度、集中的支援を実施することができるが、その場合も、申請のほか同様の手続を踏むものとする。

(説明・同意)

第6条 前条第1項の申請に当たり、事業所等は、支援対象である児者及びその家族に対して、当該支援を申請すること及びその支援の内容のほか、当該児者に係る個人情報、支援に必要な範囲で支援の関係者において共有することについて説明し、同意を得ておくものとする。

(支給決定自治体の処理)

第7条 支給決定自治体は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請が要件(※)に適合していることを確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行うものとする。

2 支給決定自治体は、前項の確認及び検討に基づき、意見書(様式2)を作成の上、申請書(様式1)と合わせて、県の申請窓口であるおかやま発達障害者支援センター(以下「センター」という。)に提出するものとする。

(※)・障害児にあつては強度行動障害判定表20点以上であること、障害者にあつては行動関連10点以上であること

- ・計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図っていること
- ・居住支援活用型の支援を申請する場合においては、事業所等が集中的支援実施後の対象児者の居住の場を確保していること

(県の処理)

第8条 センターは、前条第2項の申請書及び意見書の提出があったときは、申請ケースについて所要の調査・確認等を行い、岡山県強度行動障害支援推進チーム（以下「支援推進チーム」という）（※1）において協議・検討した上で、その結果に基づいて申請に係る対応を行うものとする。

- 2 前項の対応において、センターは、集中的支援の実施が適当である場合は、登録した広域的支援人材及び居住支援活用型集中的支援実施施設と調整の上、当該申請ケースに対応する人材及び施設を選定し、支援の実施を要請書（様式3）により依頼するとともに、申請者及び支給決定自治体に対して、通知書（様式4）により通知するものとする。
- 3 センターは、集中的支援の実施が適当でない場合は、申請者及び支給決定自治体に対して、その旨を通知書（様式4）により通知するものとする。（※2）

（※1）岡山県自立支援協議会専門部会設置要領第7条第1項の規定に基づき設置された強度行動障害支援部会の作業部会を「支援推進チーム」とする。

支援推進チームは、集中的支援の実施に係る検討等において、県域の幅広い支援機関等による協働の推進の観点から、広く公平で効果的な運用が図られるよう留意するものとする。

（※2）併せて、発達障害者支援センターによるコンサルテーションなど、集中的支援以外の支援が適当と認められる場合は、必要に応じて、当該支援に係る勧奨等を行う。

(集中的支援実施計画の策定)

第9条 前条第2項の依頼を受けた広域的支援人材は、集中的支援の申請者（※1）に連絡の上、事業所等へ訪問等を行い、当該児者及び生活環境のアセスメントを実施する。

- 2 広域的支援人材は、当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」（様式5）を、事業所等と共同して作成する。（※2・3）
- 3 広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出するとともに、その複写をセンターに提出する。
- 4 広域的支援人材は、集中的支援実施計画を概ね月に1回以上の頻度で見直しするものとする。

（※1）集中的支援の申請書（様式2）の所定欄に記載された申請者

（※2）当該児者等のアセスメントの結果から、当初の申請内容とは異なり、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、センター及び支給決定自治体と連携し、申請者である事業所等並びに支援対象である児者及びその家族に説明し、同意を得た上で、登録された施設と調整して、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画（案）を作成する。

（※3）居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、センター及び支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

(集中的支援の実施)

第10条 広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する事業所等

に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を行う。

2 事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

(※) 集中的支援加算 (Ⅰ) (事業所訪問型) の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、第9条第1項で規定するアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

(※) 集中的支援加算 (Ⅱ) (居住支援活用型) の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

(費用負担)

第11条 集中的支援加算 (Ⅰ) を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、当該加算を踏まえた適切な額の費用を支払うものとする。

(集中的支援の終了)

第12条 広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書 (様式6) を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写をセンターに提出する。

2 広域的支援人材は、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

(加算の算定要件等)

第13条 集中的支援加算の算定要件等については、厚生労働省の関係告示及び通知 (※) による。

(※) 関係告示及び通知

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第122号)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

附則

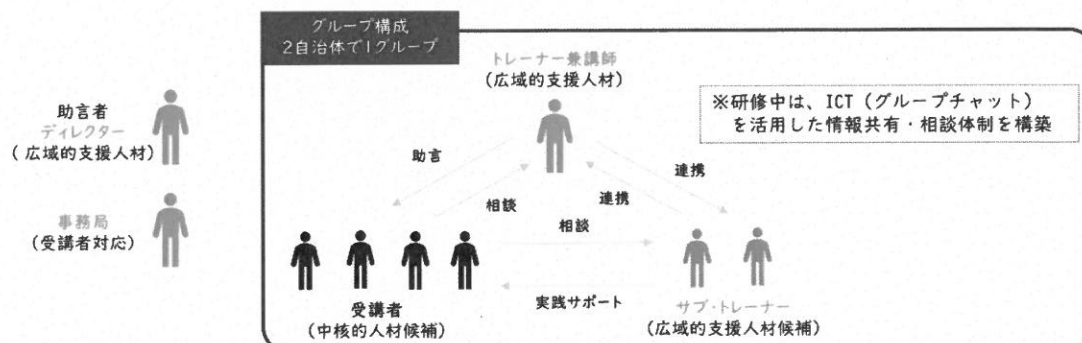
1 この要領は、令和7年〇月〇日から施行する。

人材育成の方向性について(案)

区分	目標	当面の取組
中核的人材 の養成	県での中核的人材 養成研修開始（R9 ～）に向けた実施 体制の整備	国研修（R7・8）の受講者について、支援推 進チームにおいて、県研修の実施を見据え て、それに中核的に関わる意欲と資質を備 えた人材を選定し推薦する。
		R 7 年度の支援者等の資質向上研修（フォ ローアップ研修）について、中核的人材養 成研修をより意識して内容・運用を検討し、 県研修につながるよう実施する。
		県研修の開始に向けて、情報収集等を図り ながら、まず、支援推進チームにおいて、 今後の進め方について検討していく。
広域的支援 人材の養成	将来において広域 的支援人材の役割 を担い得る人材の 育成	自閉症コンサルタント養成事業（川崎医療 福祉大学）は、本県の強行支援の取組の核 となる支援人材の養成につながる貴重な機 会であることから、本取組での協働のメン バーと想定される法人等に所属する有能な 人材に対して、受講に向けて働きかけてい く。
		R 7 年度のスーパーバイザーの派遣コンサ ルテーション事業において、S V 養成の目 的で参加する補助役のステップアップをよ り意識して事業を運用していく。

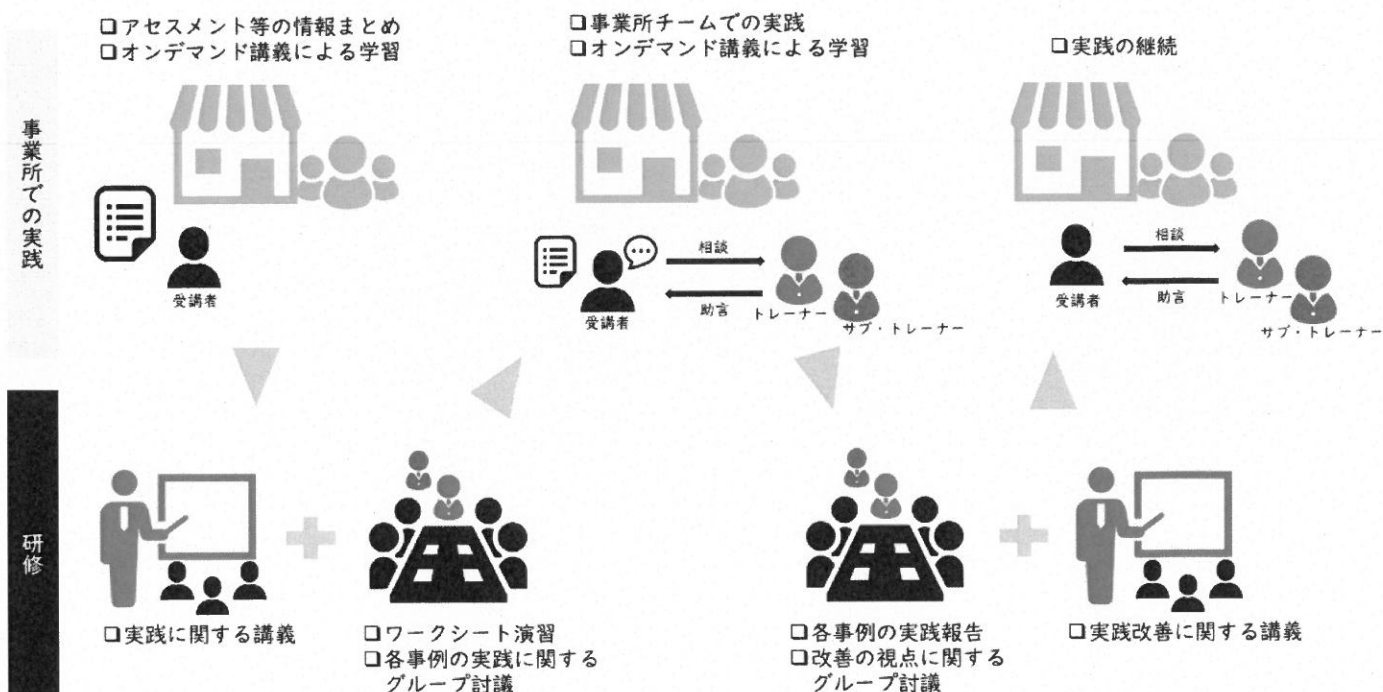
中核的人材養成研修とは

中核的人材養成研修は、“強度行動障害支援者養成研修”の内容を踏まえて、支援現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導・助言ができる人材の育成を目的としています。



- 受講者**
(中核的人材候補)
- 事業所において、①対象者のQOL向上を柱として、チームで標準的支援（障害特性を踏まえた機能的アセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境を調整する）に取り組み、②家族や管理者、外部コンサルタントに対して、客観的な記録をもとに状況を説明することができる「中核的人材」の役割が期待される者
- サブ・トレーナー**
(広域的支援人材候補)
- 研修において、③トレーナーを補佐し、受講者が①②を身に付けることができるようにサポートしつつ、トレーナーの発言内容やタイミング、動き方等を把握・吸収することで、④研修後に自分の地域で、広域的支援（集中的支援、地域づくり）に取り組むことが期待される者として、自治体担当者からの推薦に基づき、事務局が判断した者
- トレーナー**
(広域的支援人材)
- 強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）等の講師、運営に携わった経験や発達障害者支援センター等において事業所支援経験がある者であって、受講者が①②を学べるように研修を進行し、サブ・トレーナーが③④の体験ができるように配慮する者として、国立のぞみの園の事務局が指名した者

中核的人材養成研修の構成

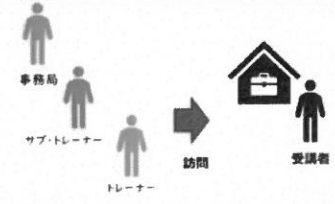
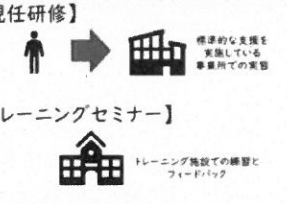
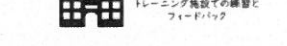


中核的人材養成研修のプログラム ※プログラムは変更になる可能性がございます

	時間	科目名・役割	研修内容（グループ討議）
事前課題	1.5	eラーニングの視聴等	
第1回目	2.5	チーム支援とガイダンス	モデルを含む現場支援の状況・課題整理
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第2回目	2.5	特性理解とアセスメント	モデル紹介と質疑（特性理解）
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第3回目	2.5	支援プランの検討	優先課題（標的行動）の検討
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第4回目	2.5	支援プランの立案	構造化・コミュニケーション支援等の検討➡試行
実践		eラーニングの視聴 / 事業所における実践	
第5回目	2.5	支援プランの実施と修正	支援プランの実施報告と質疑
実践		事業所における実践	
第6回目	3.0	実践報告	実践報告
フォロー	1回	訪問フォローアップ等	

【フォローアップ】

- 受講者の実践サポートの観点から研修期間中・研修後にフォローアップを実施します。

ICTを用いた相談体制	訪問によるフォローアップ（必須）	現任研修等（任意）
 ■ねらい 事業所において、研修で学ぶ標準的な支援の継続を受講者がしやすくするため相談体制を整える	 ■ねらい 受講者：事業所環境に則した具体的な環境調整について学ぶ サブ・トレーナー：トレーナー養成に向け、トレーナーの助言方法や受講者との関わり方等について学ぶ	【現任研修】  標準的な支援を実施している事業所での実習 【トレーニングセミナー】  トレーニング施設での練習とフィードバック 【現任研修】 国立のぞみの園・全日本自閉症支援者協会SV実務研修（※）など 【トレーニングセミナー】 国立のぞみの園・自閉症e-サービス（※）など ※中核的人材養成研修の講師・ディレクターからの紹介があったもの。このほかにも様々な機会があることから、各自で研鑽に励むこと。

その他

- ・ 本研修は、各受講者が実際に支援を提供するご利用者様の支援記録等を持ち寄り、助言者と受講者間で討論を重ねながら、支援計画を作成して、行動や様子の変容を振り返りつつ支援の質向上を目指す内容となっております。そのため、個人情報等が含まれる内容となりますので、本研修で知り得た個人情報に関して、同意書の提出お願い致します。※同意書は受講決定後に受講者へ郵送いたします。
- ・ 本研修は、募集要件に記載してあります“強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了”確認するため、受講申し込み時に修了証のコピー提出をお願いしております。

令和6年度 川崎医療福祉大学

「自閉症コンサルタント養成事業」受講生募集

自閉症コンサルタント養成事業について

TEACCH Autism Program の理念には、自閉症の人たちへの「生涯にわたる一貫した支援」という考え方があります。そこにあるのは、自閉症の人たちが、安心して人生を歩んでいくことができるように、自閉症の特性理解とそれに基づいた支援を幼少期から継続して提供するという姿勢です。

他害や自傷、破壊といった強い問題行動を示す、強度行動障害状態にある人たちに対して、一層の理解と支援が必要とされています。国の対策事業の中では、各施設で支援の核となる中核的人材の養成、こうした中核的人材を施設外から支える「広域的支援人材」の養成がうたわれています。

各施設や事業所を回り支援を組み立てていく広域的支援人材には、自閉症についての正しい知識の習得及びストラクチャードティーチングを基礎とする現場で実践を進めていくための具体的アイデア、実践が正しい方向に進んでいるかを評価できる視点、さらに支援者に自閉症の視点を伝え、一緒に考えていくコンサルタント技術などが求められると考えられます。

本事業は、TEACCH の考え方に基づき、講義、観察、実践のスーパーバイズを通して3年間で自閉症に特化したコンサルタントを養成しようとするものです。

記

◆研修概要

・内容

- 1年目：自閉症の基本的な知識、必要な情報の習得など、Zoomによる講義を中心とする
- 2年目：本学教員のコンサルテーションの現場に同行し、観察により学ぶ
幼児期、学童期、成人期 各2回 合計6か所のコンサルテーションに同行する
- 3年目：自らのコンサルテーションの実践のスーパーバイズを受けることにより学ぶ
年2回 スーパーバイズ受講 + 年2回 意見交換会

◆募集定員・研修資格

- ・募集定員 12名
- ・研修資格：自閉症特別講座（1年間）を修了し、継続的に自閉症支援を行いたいと考える人
本学教員のコンサルテーションに同行が可能な人
所属の機関からの推薦状が得られる人
3年間継続する意思のある人

◆講師

- | | |
|---------|---------------------|
| ・諏訪 利明 | 川崎医療福祉大学医療福祉学科准教授 |
| ・小田桐 早苗 | 川崎医療福祉大学医療福祉学科講師 |
| ・重松 孝治 | 川崎医療福祉大学子ども医療福祉学科講師 |

◆1 年目の講義日程・時間・実施方法

- ・日 程：令和6年6月27日（木）～令和7年2月20日（木）
- ・時 間：18：30～20：00（90分）
- ・実施方法：Zoomによる遠隔講義

	日程	テーマ	担当
①	6月27日（木）	支援の基本的な考え	諏訪
②	7月18日（木）	自閉症の学習スタイル	小田桐
③	8月8日（木）	ストラクチャードティーチング	重松
④	9月5日（木）	構造化支援のフィデリティについて	諏訪
⑤	9月26日（木）	インフォーマルアセスメント	重松
⑥	10月17日（木）	自閉症のコミュニケーション	重松
⑦	11月7日（木）	余暇と社会性	重松
⑧	11月28日（木）	自立について	小田桐
⑨	12月19日（木）	行動マネージメント	小田桐
⑩	1月16日（木）	家族との協働	諏訪
⑪	2月20日（木）	コンサルテーションとコーチング	諏訪

◆研修費

120,000 円（3 年間）

◆申込方法

研修希望者は、自閉症コンサルタント養成事業「申込フォーム」からお申込みください。

【手続きの流れ】

1. 申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。
2. 事務局より、申込受付確認の自動返信メールが届きます。メールに振込口座番号等を記載していますので、研修費をお振込みください。（振込手数料は参加者負担、支払い方法は口座振込のみです。）
3. 研修費のお振込みを事務局が確認後、2024 年●月●日より順次、研修案内、講義資料等を送付いたします。
4. 当日の Zoom の ID 等は、3 日前までに、ご登録いただいたメールへお送りします。

◆修了証書について

研修修了者には、修了証書を授与いたします。

〔お申込み・お問合わせ先〕

川崎医療福祉大学 社会連携センター（担当：松下・村瀬）

〒701-0193 岡山県倉敷市松島 288

電話：086-464-1016 FAX：086-462-1193

メールアドレス：excenter@mw.kawasaki-m.ac.jp

強度行動障害支援に係る協働の推進に向けて(案)

No	取組事項	趣旨等
(1)	協働の働きかけ	集中的支援等の取組を開始するに当たり、改めて、県域団体に対して、強度行動障害支援に係る協働の働きかけを行う。
		市町村及び地域自立支援協議会に対して、強度行動障害支援に係る協働のための体制整備等について働きかけていく。
(2)	課題対応における協働	集中的支援等の取組を展開する中で、新たな課題が見えてきた場合に、支援推進チームに関係分野からも参画してもらい、課題解決に向けて、協議・検討していく。
		↓
		共に課題解決に取り組む中で、協働の関係性を深め、広げていく。
(3)	協働のネットワークづくり	集中的支援や人材育成などの取組を進めていく中で、強度行動障害支援に思いを持つ者が、よい形でつながり、困難ケースへの対応やケースワークなどを、有効に進める上での素地・基盤となるネットワークづくりを目指す。